

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年9月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100185 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2100016 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで

国民年金の記録を確認したところ、請求期間は国民年金保険料の免除期間となっているが、A 市から転出する際に同市から受け取った通知書によると当該期間の保険料は定額納付とされているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が保管する昭和 56 年 9 月 8 日付け「国民年金保険料納付状況通知書」には請求者の手帳記号番号、氏名、生年月日、住所、被保険者資格の取得年月日、喪失年月日、種別のほか、国民年金保険料が定額納付された期間として、請求期間を含む昭和 54 年 1 月から昭和 56 年 9 月までの期間が記載されており、当該納付状況を転出先の市町村国民年金主管課長に通知する旨の記述とともに B 県 A 市国民年金主管課長の押印がある。

また、請求者は、戸籍の附票によると昭和 56 年 4 月 13 日に A 市に転入しており、上記納付状況通知書が作成された同市において請求期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

さらに、請求者は請求期間前後の国民年金保険料を納付しているほか、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っている上、請求期間以外の国民年金加入期間については保険料を全て納付しており、未納期間はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100162号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100015号

第1 結論

昭和58年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和59年3月まで

請求期間に係る国民年金保険料が未納となっているとの通知が届いたため、A社会保険事務所(当時)の窓口で未納分の保険料を現金で一括して納付した記憶がある。しかしながら、請求期間は国民年金保険料を納付した期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の未納期間がある旨の通知が届いたため、時期は覚えていないが請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出されている必要があるところ、請求者には国民年金の加入手続に関する明確な記憶はなく、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査においても、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者が20歳になった以降に居住していたとするB村、C町及びD村を管轄するA社会保険事務所において、請求期間前後に払い出された国民年金手帳記号番号を全件確認したが、請求者の氏名はない。

さらに、請求者が請求期間当時から居住していたとするD村から提出された、請求者に係る住民基本台帳における国民年金の記号番号欄及び取得年月日欄には、いずれも記載がない。

これらのことから判断すると、請求者の国民年金の加入手続は行われておらず、請求者は国民年金に未加入であるため、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。